

農業所得を申告される皆さんへ

- 農業所得を申告される際は、ご自身で収入と経費を集計していただく必要があります。
申告会場で領収書等の整理・集計を行いますと、多くの申告者の方をお待たせしてしまいます。必ず事前に集計を済ませてから、申告会場へお越しください。
- この用紙を順番に記載していくと、集計が完成するようになっていきますので、ご利用ください。（※既に、帳簿やノートなどで整理・集計されている場合は、この集計表を新たに作成する必要はありません。）
- ご来場の際は、収入や経費が分かるもの（営農ハガキや領収書等）をご持参ください。
- ※なお、集計が終わっている方から申告ブースへ呼びいたします。集計が終わっていない方は、計算ブースへご案内いたしますので、集計が終わられたら受付へ申し出てください。

申告時に持ってきていただくもの

- ☐ 経費等の領収書・レシート（経費ごとに分類・集計済のもの）
- ☐ 営農ハガキ（年間取引表） ※紛失された方は、ＪＡで再発行をしてもらってください。
- ☐ 農業収入・経費集計表（この用紙）または、収支内訳書、収入金額や必要経費を整理した帳簿・ノート

農業収入・経費集計表

【１】農業で得た収入を集計します。営農通帳や領収書等を確認してください。

	科目	収入の内容	金額
①	農作物の 販売金額	家族名義による農産物の販売収入も忘れず計算してください。	
		米（ＪＡ出荷分） 営農通帳で米前渡金・米代金など米〇〇金と記載されている金額です。	
		米（自主流通米）	
		野菜（ＪＡ出荷分） 営農通帳で〇〇精算金・〇〇代金と記載されている金額です。	
		野菜（市場・道の駅等出荷分）	
		その他（ ）	
		その他（ ）	
		その他（ ）	
		その他（ ）	
	小 計		
②	家事消費・ 事業消費 金額	・家族で消費する農作物、親戚等へ贈与した農作物の金額 ・雇人費・小作料等の支払いを現金ではなく、収穫した農作物で支払った場合の金額 ※市場での販売金額を基に計算 （例）12,000円×10俵＝12万円	
		小 計	

	科目	収入の内容	金額
③	雑収入 ※上記①②以外で、農業に関連する収入	中山間交付金	
		農事組合法人等からの従事分量配当金	
		農作物に対する各種共済金・補償金	
		電柱敷地料	
		農作業の受託収入（田植え・稲刈りなど）	
		農業に関する各種補助金、奨励金	
		その他（ ）	
		その他（ ）	
		その他（ ）	
	小 計		

【1】収入合計	
---------	--

【2】農業でかかった経費を集計します。営農通帳や領収書等を確認してください。

必要経費に計上できるのは、農業に係るものだけです。

	科目	経費の内容	金額
⑧	雇人費	農作業に従事した雇人に支払った給料や現物支給した金額を記載してください。 ※生計を一にする親族への支払は対象外です。	
		氏名 住所	
		氏名 住所	
		氏名 住所	
		氏名 住所	
		その他（ 人分）	
	小 計		
⑨	小作料 賃借料	農地の賃借料や農機具の賃借料、共同施設の利用料を記載してください。	
		小作料 氏名 住所	
		小作料 氏名 住所	
		小作料 氏名 住所	
		ライスセンター・カントリーエレベーター利用料	
		その他（ ）	
	小 計		

	科目	経費の内容	金額
⑩	減価償却費	取得金額が10万円以上の農業用建物・機械・車両などの償却費です。 ・昨年、市の申告会場で申告された場合は、記入不要です。 ・ご自分で申告された場合は、前年の収支内訳書を持参してください。 ※新規に取得した機械等がある場合は、領収書を持参してください。 ※処分した機械等がある場合は、申し出てください。	
⑫	利子割引料	農業に係る借入金の支払利息を記載してください。 ※元金部分の返済額は対象外です。	
	小 計		
イ	租税公課	農業に係る固定資産税・自動車税などを記載してください。	
		固定資産税 農業に関するものだけが対象です。 (例) 納屋・田・畑 ⇒課税明細書で確認できます。	
		軽自動車税 農業での使用割合をかけて計算してください。	
		自動車税 農業での使用割合をかけて計算してください。	
		その他 ()	
	小 計		
□	種苗費	種もみ・その他農産物の種子・苗類などの購入費用を記載してください。	
ハ	素畜費	子牛の購入費・種付料などを記載してください。	
二	肥料費	肥料の購入費を記載してください。	
ホ	飼料費	飼料の購入費を記載してください。	
ヘ	農具費	10万円未満の農機具の購入費用を記載してください。	
ト	農薬衛生費	農薬の購入費や共同防除の費用などを記載してください。	
チ	諸材料費	農業に係る生産資材（ビニール・縄・針金など）の購入費用を記載してください。	
リ	修繕費	農機具や農業用の車両・建物の修理代・車検代などを記載してください。 ※自動車の車検代を計上する場合は、農業での使用割合をかけて計算してください。	
ヌ	動力光熱費	農業で使用した電気料・水道料・ガソリン代・灯油代などを記載してください。 ※家庭用は対象外ですので、ご注意ください。	
ル	作業衣料費	農業で使用する作業着・長靴・軍手などの購入費を記載してください。	
ヲ	農業共済掛金	水稻・果樹・農業用建物に係る共済掛金を記載してください。	
ワ	荷造運賃手数料	出荷の際の梱包費用・運賃・出荷機関に支払う手数料などを記載してください。	
カ	土地改良費	土地改良区への支払金額を記載してください。 ※領収書で経費として計上できる金額を確認してください。	

	科目	経費の内容	金額
ヨ	水利費	水利組合への支払金額を記載してください。	
タ～ソ	空欄	分類できなかった経費がある場合は、経費の名称と金額を記載してください。	
		経費名	
		経費名	
		経費名	
	小 計		
ツ	雑費	農業に関連する経費で、他の経費に分類できない経費を記載してください。	
		農業新聞	
		家の光	
		その他（ ）	
		その他（ ）	
	小 計		

【2】経費合計
(減価償却費を除く)

農業に関する書類や帳簿等の記帳・保存について

- ・個人で事業等（農業・営業など）を行っている方は、記帳と帳簿書類の保存義務があります。
- ・書類の保存期間は、所得税法で定められており、下記の表のとおりです。
- ・収入や経費に関する書類（通帳・請求書・領収書・レシートなど）は、所得計算の基礎となり、申告した内容を立証するものとなります。保存していないと、税務調査等の際に不利益となる可能性があります。きちんと記帳して、整理しておきましょう。

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、または受領した請求書、領収書など	

お問い合わせ

萩市課税課市民税係

0838-25-3136